

食品安全委員会第59回会合議事録

1．日時 平成16年8月26日(木) 13:57 ~ 14:45

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬(プロヒドロジャスモン)

(厚生労働省からの説明)

(2) リスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める事項について

(3) 食品安全モニターからの報告(平成16年7月分)について

(4) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長

(事務局)

齋藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勸告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5．配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 「プロヒドロジャスモン」の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料2 リスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める事項について

資料3 食品安全モニターからの報告(平成16年7月分)について

資料 4 食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）～日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会の概要～

6．議事内容

寺田委員長 時間はまだ来ておりませんが、全員おそろいなので、ただいまから「食品安全委員会」の第 59 回の会合を開きます。

本日の委員は 6 名でございます。厚生労働省から松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長に御出席していただいております。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の「食品安全委員会（第 59 回会合）議事次第」を御覧ください。

資料の確認を願います。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「『プロヒドロジャスモン』の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 1 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 が「リスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める事項について」。

資料 3 が「食品安全モニターからの報告（平成 16 年 7 月分）について」。

資料 4 が「食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）～日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会の概要～」であります。

資料はお手元でございますね。

それでは、議題の 1 に入らせていただきます。食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取についてでございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、平成 16 年 8 月 20 日付けで厚生労働大臣より食品健康影響評価の要請がありました農薬プロヒドロジャスモンにつきまして、厚生労働省から説明がございます。厚生労働省の中垣基準審査課長よろしく願いいたします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしく願いいたします。

資料 1 - 2 に基づいて、御説明申し上げます。

本日お願いしておりますのは、プロヒドロジャスモンという農薬でございます。今年の 8 月 9 日付けで農林水産省から農薬取締法に基づく登録の申請があったという連絡をいただきましたので、私ども食品衛生法に基づく基準をつくるべく農林水産省に資料の提供をお願いしたところでございます。その資料が整いましたので、8 月 20 日付けで食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いしたところでございます。

「品目の概要」でございますが、ジャスミンの香りの成分としてジャスモン酸というものがございます。ジャスモン酸というのが植物生理活性作用を持っておるわけでございます。ジャスモン酸と構造類似のものを探して開発されたのがプロヒドロジャスモンというものでございまして、国内で開発されたものでございます。

今年の7月現在、りんごに登録されておりますけれども、食品衛生法上の基準は設定されておられません。また、今回新たにぶどうへの適用拡大が申請されたところでございます。

国際的に見ますと、JMPRにおける毒性評価、あるいは国際基準の設定はなされておられません。現在、韓国、台湾において開発がなされておるといふところだそうでございます。

「今後の方向」でございますけれども、食品安全委員会の評価を待って、食品衛生法の残留基準を設定するという方向で考えておるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、この段階で何か御質問なりコメントはございますでしょうか。

中村委員 素人の質問で申し訳ないです。植物成長調整剤というのは何ですか。ホルモン剤みたいなものですか。

中垣基準審査課長 そのような働きを持っておる。植物の成長を促進するというような物質であると聞いております。

寺田委員長 ほかにございますでしょうか。そうすると、これは日本の中でどなたかが見つけられてということなんですね。日本の会社がやって、日本の研究者が最初に、アナログということで見つけられたんですね。

中垣基準審査課長 そのとおりでございます。

寺田委員長 ほかにございませんですか。

それでは、本件に関しましては、農薬専門調査会で検討させていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、次に「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）」について事務局の方から説明をお願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 資料2を御覧いただきたいと存じます。「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）」ということでございます。

御承知のようにリスクコミュニケーションの専門調査会は昨年1年間を費やしまして、

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」といったことを取りまとめまして、先般7月の委員会におきまして、一応取りまとめの了承をいただいたところでございます。

それによりますと、この資料2枚目にその抜粋と申しますか、一番最後に今後どのように取組んでいくかという活動の方向といったところがあるのでございますけれども、そこに7点のやるべきことが取りまとめられているわけでございます。

これを踏まえまして、今年度もより効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法とか、あるいは委員会の、あるいは関係行政機関のリスクコミュニケーション活動へのガイダンスを与えていただくことを調査審議していただくことで、1枚目に戻りまして、調査審議を求める事項といったところの の下に並んでいます7点は全く同じことをそのまま記しておりますので、もしよろしければこのことを、リスクコミュニケーション専門調査会に宿題としてお出しいただきたいと思っております。

なお、事務的にでございますけれども、もしこれで調査審議を求めていこうということになりました場合につきましては、30日の月曜日に第10回目のリスクコミュニケーション専門調査会を開きまして、この委員会からの御指示をお伝えして審議を始めていただくということを考えているところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、どなたかコメントなり質問なりございませんでしょうか。

リスクコミュニケーションは大変大事ですが、その評価というのはなかなかわかりません。努力しても本当にやり方が悪いのか何かということがわかりません。非常に大事なリスク分析の一部であるんですけれども、そこはよくわからないのです。リスクコミュニケーション専門調査会にはここに書いてありますように、委員会が行うリスクコミュニケーション、あるいは関係行政機関ですから厚生労働省、あるいは農水省が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。現実には今、BSEのリスクコミュニケーションをやっていますので、具体的な例で是非御意見をいただきたいと思いましたが、その辺、急に言われても難しいでしょうから、8月30日、日が迫っておりますけれども、委員の先生、あるいは座長を通じて前もってよろしくお願いいたします。

どなたかございませんか。どうぞ。

中村委員 今、委員長が言われたように評価というのは、本当に難しいんですけれども、できればこれをやって、どういう効果があったのかというのを何かある程度数量的に確か

められれば非常にいいと思うんです。それは、あまり抽象的なテーマでやるのではなくて、例えば今、言われたようにBSEの問題で何かやるとか、あるいは遺伝子組換えのことでやってみて、それでその効果がどうだったのかというのを、それがだから本当は200人とか300人ぐらいの会場でやるのも勿論大事ですけども、もうちょっと広い何か媒体を使ってやった上で、本当にその効果はどうだったのか。そういうようなことがわかればいいかなと思うんです。

寺田委員長 今回、実際そういう答えを求めるのは難しいかもわかりませんが、では評価をするにはどういうものが手元があれば評価していただけるのかとか、あるいはその評価に基づいてこういう方法でやったらいいのではないかとかという両方の面で、これまでやっているやり方の評価と、あるいは実際に具体例で国民に情報がちゃんと伝わっているのか、あるいは私達がそういうことをどのように受け止めたらいいのかとか、御意見を頂ければ有難いと思います。そういうふうなことと、それからこれからどういうふうにやったらいいのかということ、是非御意見をいただければということです。次のときにはその御意見と、それからもう一つ評価するためにはどういう資料があれば、資料と言うかどういうことをまずやったらいいのかということも、できましたらお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

小泉委員 今の効果とも関係するんですが、4番目の中にギャップですね。いわゆるいろんな安全性について、いろんな方々のギャップが非常にあります。ここの理解が不足している案件についてリスクコミュニケーションを計画的に実施と書いてあるんですけども、実施するのはいいんですが、まずその前にギャップの要因ですが、どういうことが大きなギャップに影響しているのかということ、まずいろいろ検討していただければなと常々思っております。

寺田委員長 1日ではなかなか大変だと思いますけれども、大変大事なことなので前もってある程度の内容をちょっと座長にお話しして、よろしく願いいたします。今の話は大事なことであります。

よろしゅうございますか。どうぞ。

寺尾委員 そうですね。これは上から5番目の先ほどの御意見ですけども、効果の話が出てきましたけれども、迅速なコミュニケーションと書いてありますけれども、迅速かつ効果的という言葉を入れた方がいいのではないかという気がします。

寺田委員長 かなり総論的な部分とちょっと各論的なところも、そういうこともある程

度御意見をいただければありがたいなと思っております。いろんな分野の方が入ってきておられますので、この会の御意見は大変大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小泉委員 追加でよろしいでしょうか。先ほど国内でもギャップがいろいろな人にあるんですが、私、最後の国際的なリスクコミュニケーションで、国のとらえ方やお肉の食べ方についても随分ギャップがあります。そういうところも併せてそのギャップについて検討していただきたいと思っております。

寺田委員長 ほかにございませんか。では、本当に1つの調査会でやっていただくのは気の毒なようないろんなテーマがあって大変ですが、できるだけ御意見をいただければということでございます。よろしく願いします。

それでは、次は食品安全モニターからの報告です。平成16年7月分について事務局からお願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと思っております。7月分にいただきましたモニターからの報告について、御報告いたします。62件ほど7月中にございました。

1ページのところにございますように、幅広くいただいておりますけれども、中でもBSE関係が11件と多かったということでございます。例月に従いまして、食品安全委員会に関わるようなものを中心に御説明したいと思っております。

まず、下のところに「食品安全委員会活動一般関係」というのがございますが、モニター会議を実施しましたけれども、その関係で大変勉強になったとか、次のページでございまして、今後いろんな取組に生かしていきたいという御感想。また、会議の運営について時間をもう少しほしいとか、会議の回数を増やしてほしいといったような御提案などをいただきました。

委員会からのコメントでございまして、モニター会議については、御承知のとおり先生方に御参加いただきまして、食品安全委員会の取組や食品健康影響評価の実際などにつきまして、知識や理解を深めていただくとともに意見交換を行うということで、全国8都市におきまして、計10回開催したところでございます。

今後の会議等の運営に当たっての参考とするため、出席者に対するアンケート調査も行いました。そういった中でモニターの方々から種々の御意見・御要望をいただいております。これらの御意見なども十分踏まえながら、今後のモニター会議をより有意義なものとするべく努めていきたいというコメントを用意してございます。

2番目に用語集でございますけれども、この関係でスペルミスなどの誤植についての御指摘がございました。この場を借りまして、いろいろ事務的なそういう不手際がありました、申し訳ありませんでしたことを御報告したいと思っております。

いずれにしましても、コメントのところでございますけれども、用語集につきまして、消費者を始めとする関係者の理解を助けるために、食品の安全性に関する基本的な用語について解説したものであります。今後、必要に応じて見直していきたいということでございますけれども、御指摘いただいたような点も確認していきたいと思っておりますが、そのほかお気付きの点があれば、御連絡いただきたいということで整理してございます。

次の3ページでございますが、「リスクコミュニケーション関係」でございます。食品事件が起きるとマスメディアはインパクトのある報道をするということである一方、正しい報道を欠く面があるといったようなことで、委員会としてもいろいろ指導等をしていただいたらという御意見がございました。

コメントの方でございますけれども、食品の安全性に関する正確な情報を迅速に国民の皆様提供していく上で、マスメディアの役割は重要なものと考えております。このため、食品安全委員会としまして、例えば鳥インフルエンザの発生の際には、マスメディア関係者との懇談を実施するなど、鶏肉・鶏卵の食品としての安全性について正確な情報の提供に取り組んできたということでございます。また、関係府省が連携して、全国各地で開催している意見交換会などにも多くのマスメディア関係者の方々に参加いただいております。日ごろの情報提供とともに、これらの機会を通じてマスメディア関係者に正確な情報が伝わるよう、今後とも努めてまいりたいということでコメントを用意してございます。

次のページに移らせていただきますが、「BSE関係」で先ほど申しましたように、全体で11件ほど御報告をいただいております。まず、BSE全般の関係。とりわけ食品安全委員会の専門調査会での御議論、検討ということに関連して5点ほど御意見がございました。

基本的には、食品安全委員会の専門調査会自らのお立場で科学的、中立公正な立場からしっかり検討してほしい。慎重に検討してほしいといったような御意見でございます。

また、一番下の方にございます意見では、たたき台を読まれた方でございますけれども、内容的には科学的にも現時点でのものということで世界的な水準と理解しているけれども、その内容を消費者の方に伝えるという観点からすると難しい面もあるので、平易にそういうのを伝えていく必要があるのではないかとといったような趣旨の御意見がございました。

委員会からのコメントでございますけれども、食品安全委員会におきましては、昨年の8月のプリオン調査会において日本のBSE問題全般について議論することが重要であるとされまして、本年の2月からBSE問題全般について議論を深めるとともに、我が国において講じられたBSE対策について科学的な議論を進めてきたということでございます。

7月16日、8月6日と日本におけるBSE対策についての報告書たたき台の審議がなされたところであり、引き続き特定危険部位の除去やBSE検査に関する議論を含め、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立的、客観的に科学的な議論を進めてまいりますということでございます。

また、こうした科学的な議論につきましては、適宜ホームページを通じた情報提供や意見交換会等の開催などに取り組んでおりますけれども、更に国民に対して正確かつわかりやすい情報の発信及び意見交換等を行っていくことに心がけていきたいということも付け加えてございます。

なお、ここでの審議につきましては、我が国におけるBSEの発生からおよそ3年が経過し、現在まで得られたデータや知見を踏まえ、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のリスクの低減効果の観点から、我が国におけるBSE対策（管理措置）を検証し、今後の対策に活用することが重要との観点から検証しているものである。そういうことで見直しを前提とするものではありませんということをご付記してございます。

そのほか、BSE関連では、若齢牛でも確実にBSE感染を発見できる検査方法の確立を急いでほしいといったようなこと。

あと、次のハコでは、米国産牛肉の輸入再開の関連で、例えば輸入再開に当たっては科学的根拠に基づいてきちんと検討し、基準緩和を推進する必要があるといった意見の一方、輸入再開には反対しますとか、あるいは若齢牛は安全なのか、危険部位を使用した製品は輸入されていないのかといったようなことで、不安だといったような御意見がございました。

6ページでございますけれども、これもこれまでにございましたけれども、OIEでの議論に関連しましては、牛の腸全体について、厳しい基準での対応ということが必要なのではないかとといったような趣旨の御意見もございました。

続いて8ページの方へ移らせていただきたいと思います。「鳥インフルエンザ関係」で、引き続き3点ばかり御意見がございました。

まず最初に、いろいろ安全情報ということで、情報提供してきているわけですがけれども、消費者の中にはまだ恐怖心があって食べられていないという方がいるということを知りま

したという御指摘がございました。

食品安全委員会等からのコメントということで、これまでと同様な内容のところもございますけれども、御承知のように鳥インフルエンザの発生に際して、3月9日に国民の皆様へという形で鶏肉・鶏卵の安全性などについての情報発信をしてきておりますし、種々の情報提供等をいろいろ行ってきたところでございます。

今後とも関係府省が連携して、全国各地で開催する意見交換会なども通じて、食の安全に関する正確な情報の普及に努めてまいりたいというコメントを用意しております。

そのほかでは、大量に鶏を飼っていることに関する法規制はどういうふうなことが取られているのか、取られていないのかとかといったような御指摘がございました。

10ページの方へ移らせていただきますけれども、「食品添加物関係」では3件ほど意見がございましたけれども、そのうちの2件では、変色した食肉にアスコルビン酸等の食品添加物を使用し、発色させて販売しているという事例があるといったような報道がありまして、その関連で厳しい指導を行政にするべきではないかといったような御意見でございました。

11ページの方に移りますけれども、「農薬関係」では今月4件ほどございました。そのうち2件は、ピーマンに適用外農薬を使用していたという関連の報道で、指導の徹底を図ってほしいといったようなこととか、12ページでは、認可前の農薬の使用についての指摘がございました。

13ページに移りますけれども「動物用医薬品関係」でございます。こちらにつきましては、牛等の成長促進剤として使用される性ホルモンについてということで、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補としているということでございますけれども、その関連で牛乳について心配ないのかといった御指摘でございます。

こちらの方は、コメントにございますように、現在検討中ということでございまして、コメントの方でございますけれども、7月15日に行われた食品安全委員会におきまして、牛等の成長促進剤として使用させる性ホルモンについて、自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の1つとして、情報の収集等を行い、引き続き検討をするということにしたところであるということで、今後、評価案件として決定した場合には、個別の成分ごとに食品健康影響評価を実施していくこととしたいという内容でございます。

14ページに移りますけれども「遺伝子組換え食品関係」では、1件ございました。スギ花粉症の人のために遺伝子組換えをした米の研究開発を続けていってほしいという御意見でございます。

15 ページの方では「かび毒・自然毒関係」でございます。2 件ほどコンフリーの関係で御指摘、御意見がありました。コンフリーのどこに毒性があるのか詳しい情報を周知した方がよいのではないかといったような御意見、御指摘でございます。

コメントの方でございますけれども、いわゆるコンフリー及びこれを含む食品につきましては、6 月 17 日の食品安全委員会において評価結果を取りまとめまして、コンフリーの自生状況やコンフリーを利用した商品の流通状況について正確に把握されていないものの、それらを食べることによるリスクが否定できないことから、広く国民一般に対し、コンフリーを摂食することのリスクについて注意喚起するなど適切なリスク管理措置を講ずるべき旨を厚生労働大臣に通知したところでございます。

その結果を踏まえまして、厚生労働省は、コンフリー及びこれを含む食品について販売等を禁止するとともに、地方公共団体、消費者団体等を始めとしまして、摂取を控えるよう通知をしておるということでございます。食品安全委員会としましても、ホームページに評価書とともに、その解説を掲載しておりまして、引き続き情報提供に努めていきたいということでございます。

なお、コンフリーによる健康被害の原因につきましては、それに含まれるピロリジジンアルカロイドの作用によるものと考えられており、文献によりますと、それはコンフリーの根及び葉のいずれにも含まれるとされているところであるということでございます。

ただし、どの程度摂取すると健康被害が生じるか等については、現時点では十分な情報が得られてはいないということをコメントとして用意してございます。

次のページの 16 ページでございますけれども、モロヘイヤの関連で御指摘がございました。モロヘイヤを食べた牛が死んだというニュースを聞いたことがあるということで、新しい野菜ゆえに正しい使い方等を教えてくださいということでございます。

コメントの方でございます。モロヘイヤはシナノキ科の植物で、エジプトを中心に中東、東南アジア地域などで広く栽培され、その葉は我が国でも野菜として利用されるようになり、また健康食品としても注目されています。

一方、モロヘイヤの種子には、強心配糖体が含まれることが知られ、誤った摂取は目まいや嘔吐などの中毒を起こしますということでございます。

モロヘイヤに含まれる強心配糖体については、成熟した種子で最も多く含まれるほか、成熟中の種子、成熟種子のさや、発芽からしばらくまでの若葉などにも含まれますが、収穫期の葉、茎、根の各部位及びつぼみ発生期の葉、茎、根、つぼみの各部位には含まれず、野菜としてのモロヘイヤ、モロヘイヤ健康食品、モロヘイヤ茶などからも検出されていな

いという報告がなされているということでございます。

したがしまして、家庭菜園などでモロヘイヤを栽培し、食されている場合には収穫時期に十分留意し、種子などが混入しないよう注意する必要がありますけれども、野菜として流通しているモロヘイヤを摂食することによって、健康被害が起こることはないと考えられるというコメントを用意してございます。

17 ページ以降でございますけれども、「ウイルス関係」では、鹿とか猪の生肉で E 型肝炎などが生じているということで、食用を禁止したらどうかといったような御意見。

18 ページでございますけれども「食品衛生管理関係」で 6 件ほど意見がございました。1 つがリステリアの関係で、食中毒の発生も懸念されるので早急に指導基準を設定したらどうか、する必要があるのではないかとといったような御意見等でございます。

それと、21 ページに移らせていただきますけれども、「食品表示関係」、いつも多うございますけれども、7 月分につきましては、7 件ほどございました。例えば、表示の関係でマスメディアを積極的に活用して、情報提供等をしていったらどうか等の御意見です。

あと、23 ページでは「容器包装関係」ということで、食器の安全性についてどういう状況になっているのかというのを知りたいといったような御意見、御指摘。

あと、24 ページ以降はそのほかのものでございますけれども、14 件ほどございましたが、トレーサビリティの関係の御指摘、御意見等でございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、どなたか御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。

いかがですか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、その他です。その他何かございませんでしょうか。

中村委員 それでは、今週火曜日に大阪で「食品に関するリスクコミュニケーション」の会合をやりまして、テーマは日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会でしたけれども、資料 4 にその概要がございますので、それに基づいて簡単に報告をさせていただきます。

この意見交換会の特徴と言うか、実はこれまでも何回か意見交換会をやっているんですけども、非常に大勢の方に意見を開陳していただいて、当然お一人当たりの時間も短くて、それに対して勿論コメントとか答弁はあったわけですけども、そのあとすぐ次の方に移ってしまうというようなことで、どうしてもやや言い放し的な意見交換会になっていたという気がするんです。

勿論、これはこれで大変多くの方にそういった機会を持っていただくということで、意義のあることなんですけれども、ちょっと今度は別のやり方でやってみようかというふうに考えて、それぞれのお立場の方を少し人数を絞ってステージの上に乗っていただいて、私が司会をしたんですが、やり取りを少し頻繁にやってみたい。

つまり、ある人の意見に対して同意できないということであれば、それを言っていただいて、さらに同意できないということに対してまた反論をしていただくというような形でやってみようというのが今回の意見交換会でした。

全体の流れは、最初にいわゆる今の国内の検証です。これのたたき台について金子専門委員にお話をさせていただいて、そして更に報告として農林水産省、それから厚生労働省が今のBSE対策についてお話しをさせていただいた。そして、その後パネルディスカッションということにいたしました。

パネリストとしては、御講演いただいた金子専門委員を始めとして、消費者の代表、消費者ではあるけれども、食にやや専門的な方、海津さんという方です。それから、消費者団体の代表として飯田さん。そして、生産者の代表として足立さん。そして、フードサービス協会、食品産業とかそういった方々を束ねている協会の加藤さんという方、アドバイザーとしては厚生労働省、農林水産省から来ていただいて全体として話し合いをしたということでございます。

その裏に、大体の取り上げた項目というのがございますけれども、私の冒頭のねらいというのは、今、申し上げたようなことを説明したことに加えて、今、新聞その他で食品安全委員会が国内のBSE対策の検証をやっているということが、アメリカ産牛肉の輸入再開の露払いをしているとか、そんなふうなコメントが散見するものですから、私ちょっとそれが気になっておりまして、それはちょっと違うのではないかと。つまり、国内の検証をやるということを最初に少しずつ発案していたのは、アメリカのBSEが出る前のことであって、それでこのたたき台はやがて報告書としてまとまると思いますが、まとまってもそれがつまりすぐアメリカ産牛肉の輸入の導火線になるとか、そういうようなことはないのであって、その間にはまたワンステップあるということは、間違いがないところなので、その点を少しのきちんと峻別して、議論をする方がいいのではないかとということも冒頭申し上げました。

そのことについては、実は冒頭に消費者団体の代表でいらっしゃる飯田さんが、やはり国内の問題と輸入の問題は分けて議論する方がいいということを御自身おっしゃっておられましたので、そこは少し御理解をいただいたかなという気がしております。

以下、そこを一つ一つ項目については、行っていただいた西郷さんに少しコメントしていただきますが、正直言いまして、それほどこれまでと大きく違うようなびっくりするような御発言というのは実はなかったとは思いますが、考え方の違いみたいなことはステージの上でかなりはっきりと出てきて、それが論点の違いと言いますか、考え方の違いで、そこは割合クリアーになったのではないかというような気がいたしました。

本当は、その議論の中でやってみて、やり取りの後で話しを聞いて、なるほど、そこまではわかったというようなことがちょっと出れば、少しは私としてもいいかなと思ったんですが、司会もあまりそういう点でうまくなかったのかもしれないんですが、そこまではなかないかなかったというのが率直なところでございます。西郷さんの方から、少し私の説明に補足をしていただければありがたいと思います。

寺田委員長 よろしく願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 ほぼ中村委員の御説明で、ほぼすべて伝えていただいたわけでございますけれども、若干事務的に補足させていただきます。当日は、五百数十名からの御応募をいただきまして、会場の都合上先着四百数十名の方にOKという話しで来ていただくことといたしまして、実際に確認したところでは260名ほど来ていただきました。内訳は確認中でございますけれども、関係業界の方が一番多くて、その次に消費者関係、行政関係の方々がいらしたかなという感じだったと思います。

中身につきましては、今、中村委員がおっしゃったとおりでございますが、資料4の裏の若干細かいところだけ申しますと、パネルディスカッションで1つずつ議題として進んだものですから、個々の問題について大体、対立点と申しますか、心配な点と申しますかというのがある程度明確になったかと思えます。

1つは、たたき台の中で言っている、いわゆる変異型ヤコブ病の発生のリスクを計算しているわけでございますけれども、こういったことはやはりリスク評価としては非常に重要だ。リスクの大小を知るためには必要だとおっしゃる方とか、あるいは、こういう数字がひとり歩きすると、ミスリードであり、時期尚早だというようなことで、これは2つに分かれたかと存じます。

それから、よく言われる検査でございますけれども、検査の技術的な限界があるので、検査でもって感染牛を排除するというのではなくて、検査はBSEの蔓延度、あるいは施策の実施状況のサーベイランスに限るべきだとするような御意見から、いやいやそうではなくて、全頭検査というのは、若齢感染牛をちゃんと摘発、排除できたではないかと、ある

いは消費者の安心と直に結び付いているので、今、見直すべきではないとか、そういったような議論がございました。

それから、SRMにつきましては、非常に広範な議論がたくさんあったかと存じますが、要はSRMと言っても、だんだん少しずつ場所が拡大していつているのではないかと。今の除去のままでいいのかどうかという点について不安がありますとか、それから、今、実際の除去の方法についても、なかなか全部取り去るとするのは難しいのではないかとかという不安だとかございました。

一方で、現行のSRMの除去でもってほとんどのリスクが取り去られているのではないかと。それでいいのではないかとというふうな御意見もございました。

それから、今、ここ3年間でいろいろな管理措置が取られたわけでございますけれども、実際、措置とそれから実際、現場での対応はどの程度追い付いているかということについて、若干の懸念を表された方もいらっしゃいました。

それから、特に飼料規制につきましては、いわゆる使用禁止肉骨粉を使ってはいけないと言った後に、生まれた牛も感染したではないかと。その点で、本当にどこまでちゃんときちんとなっているのかみたいなこととかです。あるいは、生産者はBSE対策が始まってから、トレーサビリティにしる、それからいろいろ飼料規制にしる、全頭検査に連れていく、いわゆる資料の準備だとか書類だとかをつくるには、相当な事務的な負担と言うか労力の負担があって、ただ必死に対応している点であるという点を理解してほしいということ。

もう一つ内容というよりは、先ほどもモニター報告にもございましたように、取りまとめ案がやはり難しくて読みにくいということがございましたので、一般向けの解説資料を是非つくっていただきたいという御意見ございました。

それと、たたき台そのものとは関係ない御意見とか、会場から食品安全委員会は科学的知見に基づいて評価をしようと言っているけれども、それにもう一つ加えて消費者の安心を加えた見地からの評価をすべきではないかと。リスク分析をどの程度御理解いただいた上での御意見がちょっと分かりませんが、消費者の心とかをわかってほしいという御意見ございました。

それから、最後これは会場からも出たのをまとめているんですが、あるいは、中村委員もこういうふうにまとめていただいたんですけども、科学者とか専門家と言われてきた方がいろいろ考えていて、要するに評価しようとしていることが消費者になかなか安心感を与えるまでになかなかいかないということで、今後ともリスクコミュニケーションは必

要だということが出たかと思えます。

短い時間の中で、いろいろな議論の整理が、先ほど中村委員の御報告にもありましたように、網羅できたかなと考えているところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どうも御苦労様でした。何か質問とかコメントございますでしょうか。

私も出席させていただきまして、言われたとおりの印象を受けました。私共の専門調査会では、国内の問題をやっていることです。今、ここでやっているのは日米の貿易問題ではないということです。いろんなところで言うんですけれども、やはりどうしても一緒になっています。とにかくコーディネーターがきちっとこう別個であると言われて、それで大体皆さんおわかりになってきたのではないかなという感じが、あの場だけではなくて、いろいろお話し聞いているとそういう感じがしております。

それから、もう一つ、この委員会はBSEだけではなくて、食品の安全性について独立、科学性をもって、評価をするところである。管理は厚生労働省と農林水産省がやるんだということがだんだんわかってきたと思えます。それからリスクコミュニケーションに関しましても、委員会のリスクコミュニケーションと政府全体の食品に関するリスクコミュニケーションの調整をやる役目をもっている。全体のリスクコミュニケーションをここで全部やるのではない、調整をするのだということもおわかりにだんだんなってきたのではないかなと、そういう感じはしております。

それから、もう一つ中村委員が言われて確かにそのとおりのことがあります。科学者はとかくこういうたたき台にしましても、多分そうだろうとか、何かこうすばっと割り切った言い方をしないから、読んでなかなかその言葉自身がわかりにくい上に、表現が断定的でなくわかりにくい。BSEならBSEそのものがわかりにくい上にますます分かりにくくなります。

BSEだけではなく、科学は100%、本当にすべてのことがわかっているわけではない。わからないところをやはりわからないと言うのは私はそれは正しいと思うんですけれども、それと一方そういうことも含めまして、ある時期になってくると、もうちょっとわかりやすい言葉で、情報を提供する必要がある。そのかわり基の情報がきちっとしていないといけませんから、平易なものもつくりそっち側を読んでくださいとか、何かそういう形でやるのが必要かもわかりません。

どうしても、ほとんどとか何々はほとんど大丈夫とか、逆の立場もあるでしょうけれど

も、なかなか断定的にいうのは難しいです。やはり数字が出せれば一番いいんですけども、数字が出せる学問というのは、なかなかなくて、医学にしましても、治療法で何人かは助かるかというときに、何%助かるとはなかなか言えないです。非常に効果があるとか、多分大丈夫だろうとか、そういう言葉しか言えなくて、何%大丈夫だとか、そういうことなかなかいいにくいところがあるんです。

これは医療のように特定の人を相手にする場合でも困難があります。食品みたいに国民全体へのものは勿論違いますけれども、よりなかなか難しいところがございます。割り切った言い方ができないから、聞かれる方はうーんと不安になることもあるでしょうし、逆の場合はまたあんな割り切ったいい方で科学的にいいのかというようなこともあるでしょう。なかなか難しいのは言葉でございます。という感じをしております。往々にしてBSEの話をしてしまうと、すぐ全頭検査の話とかであって、SRMをどうするかとか。それだけではなくて、フィードバックとかトレーサビリティとか、それからと殺の仕方とか、そういうところまではなかなか話しがいかないのに、今回は短時間でそういうふういろんなお話が出てきました。それで出て解決できるような、双方向の話しはなかなかまだないんですけども、全体のところの話があって大変私はよかったと感じました。

ほかにございませんでしょうか。見上先生なにかございませんか。先生も行かれて。

見上委員 先生方おっしゃられたとおりで、特別追加することはございません。我々いつでもそうなんですけれども、確かに歯切れが悪いというか、はっきり言いたいんですけども、すべての面において100%安全だとはなかなか言えなくて、ほんの少しでも何かあるとやはりそっちの方も考えながら言うので、あるときは消費者の皆様方に非常にわかりにくい説明かもしれません。委員長がおっしゃいましたように、しっかりしたベースの報告書等が先に出ていて、あそこを書いてあるとおりほぼ100%とか、そういう言い方なるべく理解していただくようにしたらどうかと、そのように思います。

寺田委員長 やはり科学をベースにしているところですから、その客観的な話しをきちっとしておかないと、軸がぶれてしまいますので、そこはしっかりしなければいけないとは思いますが、わかりにくいだろうなというような感じがします。

それでは「その他」に進みますが、ほかには何かございますか。事務局の方。ございませんか。

小木津総務課長 はい。

寺田委員長 それでは、本日のこの委員会のすべての議事は終了いたしました。ほかにはございませんですね。

それでは、食品安全委員会の第 59 回の会合を終了いたします。

次回の委員会につきましては、9月2日木曜日、14時から開催いたします。また、先ほど話がございましたように、8月30日の月曜日の14からはリスクコミュニケーション専門調査会が公開で行われます。

前後いたしますけれども、明日の金曜日10時から動物用医薬品専門調査会が、これは非公開で、また同じく明日14時から北海道帯広市におきまして、食品安全フォーラム in 十勝がございます。

8月30日は、先ほど言いましたように、リスクコミュニケーション専門調査会は公開でございますけれども、同じ時間帯で大変申し訳ないんですけれども、新開発食品専門調査会が、これは非公開でございます。

9月1日水曜日、14からは農薬専門調査会が、これも非公開でそれぞれ開催いたしますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。